



発行 新潟県

第 53 号

平成29年7月11日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

規 則

33 新潟県中小企業高度化資金等助成規則の一部を改正する規則（産業政策課）

告 示

- 845 介護保険法による指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者の指定(高齢福祉保健課)
- 846 介護保険法による指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者の事業廃止届（高齢福祉保健課）
- 847 介護保険法による指定介護老人福祉施設又は指定介護療養型医療施設の指定辞退（高齢福祉保健課）
- 848 保安林の指定解除予定（治山課）
- 849 県営土地改良事業の工事完了（農地建設課）
- 850 道路の区域変更（道路管理課）
- 851 道路の供用開始（道路管理課）
- 852 土砂災害特別警戒区域の解除（砂防課）
- 853 土砂災害警戒区域の指定（砂防課）
- 854 土砂災害特別警戒区域の指定（砂防課）
- 855 指定構造計算適合性判定機関の名称等の変更（建築住宅課）

公 告

- 毒物劇物取扱者試験の実施（医務薬事課）
- 争議行為を行う旨の通知（労政雇用課）

病院局公告

- 一般競争入札の実施（病院局総務課）
- 一般競争入札の実施（病院局総務課）

規 則

新潟県中小企業高度化資金等助成規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年7月11日

新潟県知事 米 山 隆 一

新潟県規則第33号

新潟県中小企業高度化資金等助成規則の一部を改正する規則

新潟県中小企業高度化資金等助成規則（昭和43年新潟県規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）に対応する次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）が存在する場合には当該改正表を当該改正後表に改め、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には当該改正後表を加える。

| 改 正 後 | | | | | | | | 改 正 前 | | | | | | | |
|------------------|--------|-------|--------|-----------|----------------|------|-------|------------------|--------|-------|--------|----------|----------------|------|-------|
| 別表第1（第3条、第10条関係） | | | | | | | | 別表第1（第3条、第10条関係） | | | | | | | |
| 番号 | 貸付金の種類 | 貸付対象者 | 貸付対象施設 | 利率（年利） | 償還期間（据置期間を含む。） | 据置期間 | 貸付金の額 | 番号 | 貸付金の種類 | 貸付対象者 | 貸付対象施設 | 利率（年利） | 償還期間（据置期間を含む。） | 据置期間 | 貸付金の額 |
| 1 | (略) | | | 0.45パーセント | (略) | | | 1 | (略) | | | 0.5パーセント | (略) | | |
| (略) | | | | | | | | (略) | | | | | | | |
| 2 | (略) | | | 0.45パーセント | (略) | | | 2 | (略) | | | 0.5パーセント | (略) | | |
| 2 の 2 | (略) | | | 0.45パーセント | (略) | | | 2 の 2 | (略) | | | 0.5パーセント | (略) | | |
| 3 | (略) | | | 0.45パーセント | (略) | | | 3 | (略) | | | 0.5パーセント | (略) | | |
| (略) | | | | | | | | (略) | | | | | | | |
| 5 | (略) | | | 0.45パーセント | (略) | | | 5 | (略) | | | 0.5パーセント | (略) | | |

| | | | |
|-----|-----|-----------|-----|
| (略) | | | |
| 7 | (略) | 0.45パーセント | (略) |
| 8 | (略) | 0.45パーセント | (略) |
| 9 | (略) | 0.45パーセント | (略) |
| 10 | (略) | 0.45パーセント | (略) |
| (略) | | | |
| 13 | (略) | 0.45パーセント | (略) |
| 14 | (略) | 0.45パーセント | (略) |

備考 (略)

別表第2 (第3条関係)

| 番号 | 要件 | 貸付金の額 |
|----|---|-------|
| 1 | 別表第1備考第9号又は第10号に掲げる事業のうち、小規模事業者（常時使用する従業員の数が20人以下（商業又はサービス業（ソフトウェア業及び情報処理サービス業を除く。）に属する事業を主たる事業として行う者については、常時使用する従業員の数が5人以下）の会社、個人、企業組合及び協業組合をいう。以下同じ。）が占有する施設を整備するものに係る貸付け | (略) |

| | | | |
|-----|-----|----------|-----|
| (略) | | | |
| 7 | (略) | 0.5パーセント | (略) |
| 8 | (略) | 0.5パーセント | (略) |
| 9 | (略) | 0.5パーセント | (略) |
| 10 | (略) | 0.5パーセント | (略) |
| (略) | | | |
| 13 | (略) | 0.5パーセント | (略) |
| 14 | (略) | 0.5パーセント | (略) |

備考 (略)

別表第2 (第3条関係)

| 番号 | 要件 | 貸付金の額 |
|----|---|-------|
| 1 | 別表第1備考第9号又は第10号に掲げる事業のうち、小規模事業者（常時使用する従業員の数が20人以下（商業又はサービス業（ソフトウェア業及び情報処理サービス業を除く。）に属する事業を主たる事業として行う者については、常時使用する従業員の数が5人以下）の会社、個人、企業組合及び協業組合をいう。以下同じ。）が専有する施設を整備するものに係る貸付け | (略) |

(略)

別表第3 (第3条関係)

| 番号 | 要件 |
|-----|--|
| (略) | |
| 19 | (略) |
| 20 | 別表第1備考第3号から第7号まで、第9号又は第10号に掲げる事業のうち、中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律(平成19年法律第39号)第7条第3項に規定する認定計画に基づき実施するものに係る貸付けであつて、知事が別に定めるもの |
| 21 | (略) |
| 22 | (略) |

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、改正前の新潟県中小企業高度化資金等助成規則の規定に基づき現に貸し付けている貸付金については、なお従前の例による。

(略)

別表第3 (第3条関係)

| 番号 | 要件 |
|-----|-----|
| (略) | |
| 19 | (略) |
| 20 | (略) |
| 21 | (略) |

告 示

◎新潟県告示第845号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項（又は第53条第1項）の規定により、指定居宅サービス事業者（又は指定介護予防サービス事業者）を次のとおり指定した。

平成29年7月11日

新潟県知事 米 山 隆 一

| サービスの種類 | 事業所の名称 | 所在地 | 事業者 | 指定年月日 |
|------------------|-------------------------|------------------------|------------|-----------|
| 訪問介護 介護予防訪問介護 | 訪問介護さくらんぼ | 新潟県阿賀野市堀越 字町村560番地5 | 株式会社さくらんぼ | 平成29年7月1日 |
| 訪問看護 介護予防訪問看護 | 訪問看護ステーション ココロ上越高田駅前 | 新潟県上越市本町6 丁目1-20 | 株式会社シークエスト | 平成29年7月1日 |

◎新潟県告示第846号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項（又は第115条の5第2項）の規定により、指定居宅サービス事業者（又は指定介護予防サービス事業者）から次のとおり事業の廃止の届出があった。

平成29年7月11日

新潟県知事 米 山 隆 一

| 事業所の名称 | 所在地 | 事業者 | サービスの種類 | 届出の受理年月日 | 廃止年月日 |
|-------------------|---------------------------|-----------------|----------|---------------|----------------|
| アースサポート 柏崎 | 新潟県柏崎市大 字横山1959番地 1 | アースサポート株 式会社 | 通所介護 | 平成29年6月 2日 | 平成29年6月 30日 |
| デイサービスセ ンターやまと | 新潟県上越市大 和3丁目21番8号 | 株式会社リボン | 介護予防通所介護 | 平成29年6月 9日 | 平成29年5月 31日 |

◎新潟県告示第847号

介護保険法（平成9年法律第123号）第91条（又は健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号）第113条）の規定により、指定介護老人福祉施設（又は指定介護療養型医療施設）の開設者から次のとおり指定の辞退の届出があった。

平成29年7月11日

新潟県知事 米 山 隆 一

| 施設の名称 | 所在地 | 開設者 | 届出の受理年月日 | 辞退年月日 |
|-------|----------------------|----------------|------------|------------|
| 富樫医院 | 新潟県燕市秋葉町1 丁目2番23号 | 医療法人社団 富樫医院 | 平成29年6月26日 | 平成29年3月25日 |

◎新潟県告示第848号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成29年7月11日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 解除予定保安林の所在場所
新潟県南魚沼市深沢宇浦ノ山973の6（次の図に示す部分に限る。）、973の7
- 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

急傾斜地崩壊防止施設用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を新潟県農林水産部治山課及び南魚沼市役所に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第849号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の規定により計画を定めて実施した、次の県営土地改良事業の工事が完了した。

平成29年7月11日

新潟県知事 米山 隆一

| 地区名 | 事業名 | 市町村名 | 完了年月日 |
|------|-------------------------------|------|-------------|
| 荒川右岸 | 農業用排水施設整備(基幹水利施設ストックマネジメント)事業 | 村上市 | 平成28年10月12日 |

◎新潟県告示第850号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成29年7月11日

新潟県知事 米山 隆一

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 中条紫雲寺線
- 3 道路の区域

| 区 間 | 新旧の別 | 敷地の幅員 | 延 長 |
|------------------------------------|------|-----------------|-----------|
| 胎内市築地字下館4635番から 同市築地字宮の下1290番まで | 新 | (A)6.7~10.0メートル | 386.7メートル |
| | | (B)8.0~12.8メートル | 394.3メートル |
| | 旧 | 6.7~10.0メートル | 386.7メートル |

備考 上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

◎新潟県告示第851号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成29年7月11日

新潟県知事 米山 隆一

- 1 路線名 県道 中条紫雲寺線
- 2 供用開始の区間
胎内市築地字下館4635番から同市築地字宮の下1290番まで
- 3 供用開始の期日 平成29年7月12日

◎新潟県告示第852号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第8項の規定により、次の土砂災害特別警戒区域(平成25年10月25日新潟県告示第1237号)の指定を解除する。

平成29年7月11日

新潟県知事 米山 隆一

1 長岡地域振興局管内

| 区域の名称 | 区域の所在地 | 区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-------|---------|--|---------------------|
| 吉ヶ沢地区 | 長岡市栃尾島田 | 次の図のとおり | 土石流 |

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第853号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成29年7月11日

新潟県知事 米山 隆一

1 柏崎地域振興局管内

| 区域の名称 | 区域の所在地 | 区域の表示 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|----------|-----------------|---------|---------------------|
| 上山田地区 | 柏崎市西山町上山田 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 上山田(2)地区 | 柏崎市西山町上山田 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 上山田(3)地区 | 柏崎市西山町上山田 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 上山田(4)地区 | 柏崎市西山町上山田 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 上山田(5)地区 | 柏崎市西山町上山田 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 寺入川地区 | 柏崎市西山町上山田 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 京井谷地区 | 柏崎市西山町伊毛、西山町上山田 | 次の図のとおり | 地すべり |

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県柏崎地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第854号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成29年7月11日

新潟県知事 米山 隆一

1 柏崎地域振興局管内

| 区域の名称 | 区域の所在地 | 区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-------|-----------|--|---------------------|
| 上山田地区 | 柏崎市西山町上山田 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |

| | | | |
|----------|-----------|---------|---------|
| 上山田(2)地区 | 柏崎市西山町上山田 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 上山田(3)地区 | 柏崎市西山町上山田 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 上山田(4)地区 | 柏崎市西山町上山田 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 上山田(5)地区 | 柏崎市西山町上山田 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県柏崎地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第855号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第77条の35の8第2項の規定により、国土交通大臣の指定に係る指定構造計算適合性判定機関から変更の届出があったので、同条第4項の規定により、次のとおり告示する。

平成29年7月11日

新潟県知事 米山 隆一

1 名称

ビューローベリタスジャパン株式会社

2 変更した内容

| 変更事項 | 変更前 | 変更後 |
|------|-----------------|------------------|
| 住所 | 神奈川県横浜市中区山下町1番地 | 神奈川県横浜市中区山下町22番地 |

3 変更する年月日

平成29年8月1日

公 告

毒物劇物取扱者試験の実施について(公告)

毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)第8条第1項第3号の規定により、毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施する。

平成29年7月11日

新潟県知事 米山 隆一

1 試験日時

平成29年10月28日(土)

午後1時20分から2時40分まで

2 試験会場

新潟市西区五十嵐2の町8050番地

新潟大学 総合教育研究棟

3 試験の種類

(1) 一般

毒物劇物の全品目を取り扱う責任者

(2) 農業用品目

農業上必要な毒物又は劇物のみの販売業に係る責任者

(3) 特定品目

限定された毒物又は劇物のみの販売業に係る責任者

4 試験の内容

試験科目は次に掲げるものとし、試験の方法は筆記方式とする。

(1) 毒物及び劇物に関する法規

(2) 基礎化学

(3) 毒物及び劇物の性質及び貯蔵その他取扱方法(特定品目は劇物のみ)

- (4) 毒物及び劇物の識別及び取扱方法（特定品目は劇物のみ）
- 5 受験資格
年齢、学歴、経験等は問わない。
- 6 受験願書等の交付
(1) 受験願書等は、平成29年7月19日（水）から新潟県福祉保健部医務薬事課、各地域振興局健康福祉（環境）部及び新潟市保健所で交付する。郵送による交付も行うが、締切りは8月23日（水）までの必着分とする。
(2) 受験願書提出後の試験の種類の変更は認めない。
- 7 受験手続
(1) 提出書類
ア 受験願書
イ 受験願書データ
ウ 写真
出願前6か月以内に撮影した無帽、上半身、正面向きのパスポートサイズ（4.5cm×3.5cm）のものを写真用台紙に貼り、必要事項を記入する。
エ 受験票
(2) 受験手数料
10,500円を新潟県収入証紙により納付する。（新潟県収入証紙は受験願書に貼り、消印はしないこと。）
一旦納付した手数料は、返還しない。
(3) 受験願書の受付期間
平成29年8月9日（水）から8月30日（水）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、郵送による場合は書留とし、8月30日（水）の消印まで有効とする。
(4) 受験願書の受付場所
新潟県福祉保健部医務薬事課、各地域振興局健康福祉（環境）部及び新潟市保健所
- 8 受験票の送付
受験願書を受理した後、後日、受験票（はがき）を受験者宛に送付する。
- 9 試験当日の諸注意等
(1) 試験当日、受験者は試験会場の構内には駐車できない。公共交通機関等を利用すること。
(2) 試験方法は筆記方式（マークシート）によるので、HB又はBの鉛筆及び消しゴムを必ず持参すること。
- 10 合格発表及び合格証の交付
(1) 合格発表
平成29年11月28日（火）午前9時に新潟県庁1階広報展示室前掲示板、各地域振興局健康福祉（環境）部、新潟市保健所及び県のホームページ(<http://www.pref.niigata.lg.jp/>)において、合格者の受験番号を発表する。
(2) 合格証の交付
合格証は、平成29年11月28日（火）午前9時以降、受験願書を提出した場所で交付する。
- 11 試験結果の開示
受験者本人から試験結果について口頭による開示請求があった場合、次により開示する。
(1) 開示する項目
科目別得点、総合得点
(2) 開示請求の受付期間
平成29年11月28日（火）から12月27日（水）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）
(3) 開示請求の受付場所
受験願書を提出した場所（ただし、新潟県福祉保健部医務薬事課においては、全受験者の開示請求を受け付ける。）
- 12 その他の留意事項
(1) 試験についての講習会は、県では実施しない。
(2) 試験についての問合せは、新潟県福祉保健部医務薬事課にすること。

争議行為を行う旨の通知について（公告）

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定により、日本赤十字労働組合長岡支部執行委員長山崎大輔から、次のとおり争議行為を行う旨の通知があった。

平成29年7月11日

新潟県知事 米山 隆一

- 1 要求事項
人員要求、待遇改善、施設設備、その他の要求
- 2 期 間
平成29年7月12日午前0時以降本問題解決まで
- 3 場 所
日本赤十字労働組合長岡支部の組合員が従事する全職場
- 4 概 要
あらゆる形の争議行為の一部又は全部を単独にもしくは併用して実施する。ただし、救急患者には対応する。

病院局公告

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、陽圧式人工呼吸器について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成29年7月11日

新潟県立十日町病院長 吉嶺 文俊

- 1 入札に付する事項
 - (1) 購入等件名及び数量
陽圧式人工呼吸器 一式
 - (2) 調達案件の仕様等
入札説明書による。
 - (3) 納入期限
平成29年10月31日（火）
 - (4) 納入場所
新潟県立十日町病院
 - (5) 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 入札参加資格
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 指名停止期間中の者でないこと。
 - (3) 新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。
 - (4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。
 - (5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- 3 入札説明書の交付場所等
 - (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
郵便番号 948-0055
新潟県十日町市高山32番地9
新潟県立十日町病院経営課
電話番号 025-757-5566 内線115
 - (2) 入札説明書の交付方法
本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。
 - (3) 応札仕様書の提出期限
平成29年7月18日（火）午後5時15分
- 4 入札、開札の日時及び場所

平成29年7月19日(水) 午前10時00分
新潟県立十日町病院 新外来棟 3階講堂

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立十日町病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、重心動揺計について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成29年7月11日

新潟県立十日町病院長 吉嶺 文俊

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

重心動揺計 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成29年10月31日(火)

(4) 納入場所

新潟県立十日町病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

- (3) 新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。
- (4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。
- (5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 948-0055
新潟県十日町市高山32番地9
新潟県立十日町病院経営課
電話番号 025-757-5566 内線115

- (2) 入札説明書の交付方法
本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

- (3) 応札仕様書の提出期限
平成29年7月18日(火)午後5時15分

4 入札、開札の日時及び場所

平成29年7月19日(水)午前10時30分
新潟県立十日町病院 新外来棟3階講堂

5 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金
免除する。

- (3) 契約保証金
契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

- (4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立十日町病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

- (6) 契約書作成の要否 要

- (7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

- (9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。